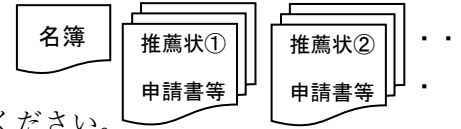


福祉系高校修学資金貸付の申請および契約に向けた留意点

◎貸付申請から貸付決定、契約締結、貸付金の送金までの手続きを、よりスムーズに進めるために、下記内容についてご留意いただき、貸付希望者へのご指導をよろしくお願いいたします。

1. 府社協への申請書類の提出について

- ・各申請者の推薦状、申請書、同意書、住民票、連帯保証人にかかる書類等を、申請者ごとにセットしたうえで、推薦者名簿の順番に整えて、ご提出をお願いします。



2. 推薦者名簿の作成について

- ・下記チェック項目をご確認のうえ、課程ごとに作成してください。

項目	内 容
順位	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦順位の上位の者からご記入いただき、下記項目を参考に総合的な観点からご推薦ください。 ➢ 介護福祉士資格取得に向けた向学心があるか。 ➢ 大阪府内の社会福祉施設等で、引き続き3年以上、返還免除対象業務(※)に従事しようとする意思を有しているか。 ➢ 成績や出席状況、授業への取り組み姿勢。 ➢ 家庭の経済状況等から貸付が必要か。 <p>※「返還免除対象業務」とは、「修学生募集要領」のP.7に記載している「介護職員等の業務」または「介護職員等の業務以外」を指します。</p>
氏 名	申請者の氏名をフルネームでご記入ください。
資格取得の向学心	・国家資格「介護福祉士」取得に向けた勉学についての向学心がある方は、○印を記入してください。
業務に従事する意思	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士として、引き続き3年以上返還免除対象業務に従事する意思があることを、申請者に確認してください。 ・返還免除になるまで、卒業後も書類等の提出が必要なこと、並びに、退学時や大阪府内で従事しない場合は、修学資金を返還しなければならないことも併せてご確認ください。
推薦状	・申請者ごとに、推薦状を作成してください。また、所見の各項目についてもご記入ください。
申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・記入例を参考に、漏れや抜けがないようにご指導をお願いします。 (不備の事例) ・住民票の住所と申請書の住所が異なる ・借入希望総額が所要金額を上回っている ・項目が未記入である（電話番号、連帯保証人の勤務先など） <p>※生活保護世帯の場合は、世帯状況の項目に○印を記入してください。</p>
同意書	・申請者、法定代理人(両親が親権者の場合は父母双方)および連帯保証人が、内容をご確認のうえ、自署するように指導をお願いします。
住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人の住民票の提出が必要です。 (注意点) ・「世帯全員」の記載があること ・「続柄」や「在留資格」(外国籍の方)が記載されていること ・申請日より前3カ月以内の発行であること ・現住所と住民票の住所が異なっていないか など

連帯保証人の課税証明書	・「令和6年度の府・市町村民税課税証明書」(令和5年中の所得証明)が必要です。(「源泉徴収票」や「住民税特別徴収税額の決定通知書」での代用不可)。 ※年度に誤りがないか要注意
その他	・その他、府社協から個別に提出を求める書類 (例「生活保護受給世帯」に属する場合は、「福祉事務所が発行する生活保護受給証明書」)

※詳しくは、募集要領の P.5、P.11～P.12 をご参照ください。

3. 申請者の住所変更について

- ・申請書に記載した住所から変更になった時は、下記の書類を提出してください。

■申請中の場合・・・新しい住民票

■貸付決定後の場合・・・新しい住民票又は印鑑登録証明書(18才以上の場合)

4. 貸付決定後の手続きについて

- ・「貸付決定通知書」とともに、借用証書等の必要書類を送付しますので、期日内にご提出をお願いします。

①福祉系高校修学資金借用証書(※裏面を確認すること)
②印鑑登録証明書(提出日前3カ月以内に発行) A 修学生が18才以上の場合…修学生と連帯保証人のもの B 修学生が18才未満の場合…連帯保証人と法定代理人のもの(両親の場合は、父母双方必要)
③貸付金振込口座届出書(修学生名義の振込口座)
④振込先(修学生名義)の銀行口座の通帳の写し (金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義(フリガナ)等が確認できるもの)

(提出書類の留意点)

記入方法	・こすると消えるボールペンを使用しないこと。 ・修学生、法定代理人(親権者等)および連帯保証人が自署すること。
書類の押印	・借用証書は、修学生(18才以上)、連帯保証人および法定代理人は 実印 による押印を行うこと。法定代理人が複数の場合、実印は異なるものが人数分必要。 ※18才未満の修学生は認印で可です。法定代理人と同じ印鑑は使用しないでください。
収入印紙	・貼付け・消印を行うこと(収入印紙は1枚が望ましい。切手の貼付けは不可)。
振込口座届出書	・通帳の記載内容を、正しく漏れなく転記すること。 (なお、ゆうちょ銀行の銀行コードは9900、支店名は漢数字)

5. 送金のご連絡

- ・貸付金の送金日までに、あらかじめ、福祉系高校へ「送金のお知らせ」を送付しますので、必ず、修学生本人にお渡しください。

※詳しくは、募集要領の P.6 をご参照ください。